

第18回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年1月10日（金）午前9時00分から午前10時10分

2. 開催場所 甲賀市役所 会議室301

3. 在任委員数 18名

4. 出席委員 17名

役職名	議席番号	氏名	役職名	議席番号	氏名
会長	12	寺田 勝典	委員	8	山崎 容子
副会長(会長職務代理者)	18	今井 百合	委員	9	勝井 麻有美
委員	1	藤井 利徳	委員	10	奥村 淳子
委員	2	福永 克哉	委員	11	奥村 喜美子
委員	3	緩利 哲治	委員	13	黄瀬 忠幸
委員	4	曾我 秀美	委員	14	植西 良隆
委員	5	中本 芳美	委員	15	林田 清光
委員	6	福野 憲二	委員	17	山川 芳範
委員	7	森地 良彦			

5. 欠席委員 議席16番 鍋家 善幸

6. 議長 議席12番 寺田 勝典 会長

7. 議事録署名委員 議席 2番 福永 克哉 委員
議席 3番 緩利 哲治 委員

8. 総会

1) 開会

2) 市民憲章唱和

3) 会長挨拶

4) 議事録署名委員の指名

5) 議事

○議案第89号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第90号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第91号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第92号 農地利用集積等促進計画の案にかかる意見について

○報告案件1 農地転用届出に係る専決処分報告について

○報告案件2 田畑転換等農地の形状変更同意報告

6) 報告事項

○事務局報告

7) 閉会

9. 事務局出席者（4名）

局長 田村 勝也

局次長 大西 努

係長 西田 輝彰

係長 澤田 均

10. 会議の概要

事務局長 総会会議規則第7条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

議長 それでは議事の進行をさせていただきます。
総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員は、鍋家善幸委員、遅参の届け出は勝井麻有美委員の1名です。早退の届け出はありません。よって、ただ今の出席委員は16名で、法定定足数に達しておりますので、開会を宣言します。
続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名させていただきます。議席順に、議席2番福永克哉委員、議席3番緩利哲治委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

議長 それでは議事に入ります。
最初に、議案第89号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
3条調書、整理番号62について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号62番について説明します。調書は3ページ、参考図は1ページ、2ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。
申請地は不耕作であり、隣地で耕作をしている譲受人とで、農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は、農地利用最適化推進委員として、荒廃農地の防止の使命があり、また自身が経営する事業所に近く、管理適地であったことから、畑地として引き継ぐもので、申請地にて野菜の栽培を行う予定です。
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 3条調書、整理番号62については、議席5番中本委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号5番中本です。事務局から説明いただいた通りです。12月1日に辻推進委員と現地確認を行いました。この案件は、以前に承認された土地の続きにあり、譲渡人より譲受人に更に土地の購入を依頼されたことにより申請されたものです。何ら問題ないと思われしますので、ご審議いただきますようお願いいたします。

議長 続いて、区域番号16辻推進委員、意見をお願いします。

担当推委 区域番号16辻です。12月に中本農業委員と現地確認を行いました。特に問題ありませんでしたので、よろしくをお願いします。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等もないようですので、まず3条調書、整理番号62について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号62については、許可することに決定いたします。

議長 ここで、遅参の届け出があった勝井農業委員が出席されましたので、次の案件から審議に参加いただきます。

議長 続きまして、3条調書、整理番号63について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号63番について説明します。参考図は3ページ、4ページです。申請地は、農業振興地域内の青地農地です。
譲渡人は高齢により耕作継続が難しくなり、農地の管理が行えないことから、譲受人への経営移譲のために使用貸借について合意し、申請されました。譲受人は、譲渡人の子にあたり、今後農業用ハウスを整備し、申請地にて花きの栽培を行う予定です。農業への従事期間を十分に確保するとともに、必要な農機具は親族から借用するなどして、将来の出荷を目標に、農業体制を整えられることから、営農には支障ないものと考えます。
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 3条調書、整理番号63については、議席5番中本委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号5番中本です。ただいま事務局から説明いただいた通りです。12月6日に箭田推進委員と現地確認を行いました。譲受人は農業を10年以上行って

います。借りている農業ハウスが狭くなったため、農業ハウスを拡大するために申請されました。周囲の方とも話し合いをされていることから問題ないと考えます。どうぞご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 続いて、区域番号18箭田推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号18箭田です。ただいま、事務局及び中本農業委員より詳しく説明がありましたので、農地利用最適化推進委員としての補足説明はありません。農地利用最適化に何ら影響を及ぼすことはありません。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号63について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号63については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号64について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号64番について説明します。参考図は5ページ、6ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。

申請地は不耕作であり、譲渡人は農地の処分を検討していたところ、近隣に住む譲受人と農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は、申請地にて野菜の栽培を行う予定です。居宅に程近い畑を活用し、自家消費用の作物栽培をするにあたり、親族の応援体制を得ながら、身の丈に合った野菜作りに取り組まれる見込みであり、営農には支障ないものと考えます。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。

議 長 3条調書、整理番号64については、議席11番奥村委員、説明をお願いしま

す。

担当農委 議席番号11番奥村です。ただいま事務局から説明いただいた通りですが、譲受人は50年程前から申請地で野菜などを栽培されています。農地法の改正に伴い名義変更が可能となったので、仮登記から本登記を行うための申請です。今後も農地として利用されると伺っていますので何ら問題ないと思います。なお、現地確認は10月15日に3人で行いました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 続いて、区域番号19藤井推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号19藤井です。現地は譲受人の近所であり、これからも野菜を栽培されることから、問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号64について採決いたします。

賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号64については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号65について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号65番について説明します。参考図は7ページ、8ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。

申請地は不耕作であり、譲渡人は相続により農地取得したものの、遠方に居住しており農地の管理が行えないことから、農地を取得し、耕作を考えていた譲受人と農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は、自家消費用の作物栽培を考えており、申請地にて果樹及び野菜の栽培を行う予定です。譲渡人の居住地から申請地までは幾分距離があり、小一時間ほど要するものの、自身の勤務体制から通作が可能であり、農業への従事期間が十分に確保できることと、

育苗・肥培管理を含めた営農計画書が提出されていることから、耕作には支障ないものと考えます。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。

議 長 3条調書、整理番号65については、議席3番緩利委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号3番緩利です。事務局から説明いただいた通り、遠方に居住されている方が譲受人になっていただきました。農地の面積は広いですが、譲受人の意欲に任せていきたいと考えています。ただ、排水路の状態があまり良くないので様子を見ながら協力していきたいと考えています。

議 長 続いて、区域番号23清水推進委員、意見をお願いします。

担当推委 区域番号23清水です。譲受人が耕作をされることにより、不耕作の農地が減るため農地利用の最適化の推進に何ら問題はないと考えます。ご審議よろしくお願いたします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 **【質問等なしの声】**

議 長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号65について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号65については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号66について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号66番について説明します。調書は4ページ、参考図は9ページ、10ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。
申請地は不耕作であり、譲渡人は相続により農地取得したものの、遠方に居住

しており農地の管理が行えないことから、親族にあたる譲受人とで農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は、譲渡人の叔父にあたり、自宅から農地までの距離も近いことから管理が可能であり、申請地にて果樹の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。

議 長 3条調書、整理番号66については、議席12番寺田が説明をいたします。

担当農委 議席番号12番寺田です。12月3日に城推進委員と現地で申請代理人から説明を受けました。説明を受けた内容は事務局の説明の通りです。譲受人は当地で水稻農業をされています。申請地は自宅から近い距離にあり、既に草刈りが終わっており、直ぐにでも植えられる状態になっていることから耕作は行われると考えているので許可相当と考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 続いて、区域番号42城推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事務局 代読いたします。農地利用最適化の推進には支障ありません。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 **【質問等なしの声】**

議 長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号66について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号66については、許可とすることに決定いたします。
議案第89号については、以上であります。

議 長 続きまして、議案第90号「農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。

4条調書、整理番号13について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号13番について説明します。調書は6ページ、参考図は11ページ、12ページ、土地利用計画図は13ページです。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。

申請内容は、駐車場及び倉庫を目的とする農地の売買です。計画によると、これまでから南側申請地は隣接する倉庫と宅地で一体利用とされており、北側申請地も同様に駐車場として利用されてきたもので、財産整理にあたり、現状に合わせて土地整理をするために申請があったものです。なお、今回の申請者は成年後見人となるため、調書記載の住所には成年後見人の氏名・住所が記載されています。新たな造成工事はなく、埋め立てされて以来、これまで土砂流出などはなく、雨水排水についても、周囲が道路及び宅地に囲まれていることから転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。今回の農地転用に際し地元関係者の同意が得られています。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。

議長 4条調書、整理番号13については、議席8番山崎委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号8番山崎です。事務局の説明の通りです。岡崎推進委員と現地確認を行ったところ、周りに影響はないので許可相当と考えます。ご審議いただきますようお願いいたします。

議長 続いて、区域番号7岡崎推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号7岡崎です。事務局と山崎農業委員の説明の通りです。申請地は周囲を住宅に囲まれており、農地利用最適化の推進に関しては問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 **【質問等なしの声】**

議長 ご質問等も無いようですので、4条調書、整理番号13について採決いたします。

賛成の委員の挙手を求めます。

委員 **【挙手全員】**

- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号13については、許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続きまして、4条調書、整理番号14について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 整理番号14番について説明します。参考図は14ページ、15ページ、土地利用計画図は16ページです。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。申請内容は、駐車場を目的とする農地の売買です。計画によると、申請人の実家には駐車スペースがなかったため、これまでから隣接する当該地を駐車場として利用しており、先代がなくなったことを契機として、現状に合わせて土地整理をするために今回申請があったものです。新たな造成工事はなく、側面は擁壁により土留めされており、土砂流出防止は見込まれないほか、雨水排水についても、周囲が道路及び宅地に囲まれていることから転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。今回の農地転用に際し地元関係者の同意が得られています。
以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。
- 議 長 4条調書、整理番号14については、議席9番勝井委員、説明をお願いします。
- 担当農委 議席番号9番勝井です。事務局からの説明の通りです。12月3日に利田推進委員と現地確認を行いました。周辺に影響がなく、周囲の保全管理を行うように約束をし、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。
- 議 長 続いて、区域番号32利田推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。
- 事 務 局 代読いたします。草刈りを行えば駐車場として使用できる状態であり、特に周辺農地に影響がないため問題ありません。以上です。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 委 員 【質問等なしの声】
- 議 長 ご質問等も無いようですので、4条調書、整理番号14について採決いたします。

賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号14については、許可とすることに決定いたします。
議案第90号については、以上であります。

議 長 続きます。議案第91号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
5条調書、整理番号50について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号50番について説明します。調書は8ページ、参考図は17ページ、18ページ、土地利用計画図は19ページです。申請地は、非線引き都市計画区域内の第2種農地です。
申請内容は、太陽光発電設備設置を目的とする、農地の売買です。計画によると、792平方メートルの区域に太陽光発電施設として、太陽光パネル132枚、パワコン9台を設置されます。造成工事については、現況地盤を利用した不陸整正のみとし、切土及び盛土による土砂搬出はありません。雨水排水については、自然地下浸透処理であるものの、南側農地は自己所有地、周囲は道路に囲まれていることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。この他、敷地周囲には安全対策として周囲にフェンスを設置するほか、草刈りを実施するなど保全対策をされます。今回の農地転用に際し、地元関係者の同意が得られているとともに、事業に要する資金は自己資金とされ、金融機関の書類で確認しています。
以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議 長 5条調書、整理番号50については、議席16番鍋家委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事 務 局 代読いたします。12月4日に平子推進委員と現地確認を行い、申請者から転用計画について聞き取りを行いました。不耕作地の太陽光発電設備の建設をされる計画です。周辺農地には影響がないと考えられることから、許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 続いて、区域番号14平子推進委員、意見を申し上げます。

- 担当推委 区域番号14平子です。12月4日に鍋家農業委員と現地確認を行いました。現状は木が生い茂っております。太陽光発電を設置することは、環境にもいいのではないかと思います。ご審議よろしくお願いたします。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 委 員 【質問等なしの声】
- 議 長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号50について採決いたします。
許可に賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手多数】賛成17人、反対1人
- 議 長 挙手多数でございます。
よって、5条調書、整理番号50については、許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続きまして、5条調書、整理番号51について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 整理番号51番について説明します。参考図は20ページ、21ページ、土地利用計画図は22ページです。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。
申請内容は、住宅敷地・駐車場・庭を目的とする農地の売買です。計画によると、不動産を営む譲受人において、空き家となっていた現地建物を取得し、生業の拠点およびセカンドハウスとして自己及び来客用駐車場として利用し、自家用及び社用車含めた4台のスペース活用をするほか、空閑地は家庭菜園用のスペースとして活用されます。なお、既存倉庫の入り口が狭いため、敷地内で車両転回する余地が必要である旨、代理人から説明がありました。新たな造成工事はなく、利用にあたって整地する程度とし、既存建物の地盤を活用されるため、特段の盛土による造成はありません。雨水排水については、自然地下浸透処理ですが、敷地はなだらかな畦畔で縁切りされているとともに、譲受人は取得後、草刈など保全対策をされる見込みであり、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。今回の農地転用に際し、地元関係者の同意が得られているとともに、事業に要する資金は自己資金とされ、金融機関の書類で確認しています。
以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

- 議 長 5条調書、整理番号51については、議席10番奥村委員、説明をお願いします。
- 担当農委 議席番号10番奥村です。12月14日に廣岡推進委員、改良組合長、設計事務所の方と現地確認を行いました。周辺農地には被害がないと考えられることから、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく申し上げます。
- 議 長 続いて、区域番号26廣岡推進委員、意見を申し上げます。
- 担当推委 区域番号26廣岡です。事務局並びに奥村農業委員の説明の通りです。補足説明はございません。私見ですが、今回は許可をして良いのか悩みました。それは、農地の売買には何ら問題はないのですが、近隣の方から、どのような方が入居されるのかがわからないので不安だということでした。しかし、丁寧に何回も説明を行い、最終的には渋々ですが理解してもらうことができ、安堵したところです。このようなことがありましたが、農地転用の件ですので、許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 委 員 **【質問等なしの声】**
- 議 長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号51について採決いたします。
許可に賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 **【挙手全員】**
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、5条調書、整理番号51については、許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続きまして、5条調書、整理番号52について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 整理番号52番について説明します。参考図は23ページ、24ページ、土地利用計画図は25ページです。申請地は、非線引き都市計画区域内の第2種農地です。
申請内容は、史跡多羅尾代官陣屋跡の用地整備を目的とする農地の寄付です。

計画によると、当該地は旧信楽町の道路拡幅事業において、地域協力のもとで道路整備されたものの、当時の公図状況から土地整理ができず、工事のみが完了し現在に至ったもので、当時取り込まれた農地は、地域が管理する緑地帯としてこれまで保全管理されています。今回、隣接する多羅尾代官陣屋跡を所管する市歴史文化財課において、観光資源としての活用用途を広げる計画の中、当該譲渡人と用地の寄付について話がまとまり、既存の建屋は資機材保管庫として、平面用地は駐車場用地として利用するために、今回申請がなされました。新たな造成工事はなく、北側の既存宅地は地盤造成されており構造物で土留めされているほか、南側は旧町の道路整備事業で改修されており、現状は法面仕上げとなっています。すでに農地の形状がなく、また周囲は道路及び宅地に接していることから転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。今回の農地転用に際し、地元関係者の同意が得られています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議 長 5条調書、整理番号52については、議席12番寺田が説明をいたします。

担当農委 議席番号12番寺田です。12月3日に山本推進委員と現地確認を行い、市職員から説明を受けました。内容については事務局の説明の通りです。申請地の道路を挟んで向かい側が多羅尾代官所跡地になります。その代官所跡地とその周辺の山林の一部を市に寄付されるということです。申請地には、昭和40年頃から多羅尾区の要請により集会所が建っていたそうですが、平成11年の道路拡幅の際に取り壊され、現在の状態になっているということです。管理等は多羅尾区と甲賀市が現在も行っており、地元の理解も十分あることから許可相当と考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 続いて、区域番号44山本推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号44山本です。12月3日に寺田農業委員と市の職員で現地確認を行いました。公用地を活用して使用されるということで、何ら問題ないと思いますので、よろしく審議のほどお願いします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号52について採決いたします。

許可に賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。

よって、5条調書、整理番号52については、許可とすることに決定いたします。

議案第91号については以上であります。

議長 続きまして、議案第92号「農用地利用集積等促進計画の案にかかる意見について」を議題といたします。

なお、議席2番福永委員ならびに議席18番今井委員におかれましては、「農業委員会等に関する法律第31条第1項」議事参与の制限により、当案件の審議の間、退室を求めます。

【福永委員・今井委員 退室】

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第92号について説明します。農地の貸借については、農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を作成し、権利設定を行います。この促進計画の作成にあたり、市町はその区域に存する農用地等について計画案を提出することとなっており、農用地の効率的な利用について、あらかじめ農業委員会の意見を聴くこととされています。

10ページから46ページの農用地利用集積等促進計画の案をご覧ください。農地の出し手となる（甲）、農地の受け手となる（丙）と権利設定をする農地の所在、期間等は記載のとおりで、賃貸借および使用貸借の設定面積は、合計140万934.22平方メートルです。権利の設定を受ける者の農地台帳による経営状況は、47ページから48ページの参考資料のとおりです。

次に、49ページから50ページの農用地利用集積等促進計画の案「機構から受け手」をご覧ください。こちらは、すでに権利設定を受けている者について、耕作者の変更があったもので、農地の所在、期間等は記載のとおりで、賃借権の設定面積は、合計15,633平方メートルです。同様に、権利の設定を受ける者の農地台帳による経営状況は、51ページの参考資料のとおりです。

以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 ただ今、事務局より説明がありました「農用地利用集積等促進計画の案にかか

る意見について」につきまして、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、議案第92号について採決いたします。

「農用地利用集積等促進計画の案にかかる意見について」に関して、「意見なし」として意見を付すことに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、議案第92号については、「農業委員会として、付すべき意見はなし」として、市長へ提出することに決定いたします。

議案第92号については以上であります。

それでは、福永委員と今井委員の入室、着席を求めます。

【福永委員・今井委員 入室 着席】

議 長 続きまして、報告案件1「農地転用届出に係る専決処分報告について」事務局の報告を求めます。

事 務 局 報告します。調書は52ページから54ページ、参考図は26ページから31ページです。市街化区域内の農地転用事案について、今月は農地法第4条の届出が3件、農地法第5条の届出が6件、住宅建築、駐車場等を目的とするものです。以上です。

議 長 ただ今、事務局より報告がありました件について、ご質問等ございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 続きまして、報告案件2「田畑転換等農地の形状変更同意報告について」事務局の報告を求めます。

事 務 局 報告します。調書は55ページ、参考図は32ページです。今月の田畑転換等農地の形状変更の届出は1件です。調書に記載の通り、水田管理が困難なことから、市用排水路工事の残土を受け入れ、田から畑に転換をするものです。以上です。

議 長 　ただ今、事務局より報告がありました件について、ご質問等ございましたらお伺いします。

委 員 　【質問等なしの声】

議 長 　報告案件は以上です。
これで「審議案件」ならびに「報告案件」を終了いたします。

議 長 　続きまして、「6. 報告事項」に入ります。
「事務局報告事項」について、順次事務局より説明をお願いします。

事 務 局 　事務局報告事項に入ります。
・農地利用集積計画に係る利用権設定満了報告
・令和7年度総会日程
・農業経営改善計画認定審査結果
・経過と予定

議 長 　報告事項は以上でございます。

議 長 　それでは、ここで総会全体を通じて、ご意見・ご質問がございましたら、お伺いします。

委 員 　【質問等なしの声】

議 長 　ご質問等も無いようですので、以上で総会を終了いたします。